

広島市まちづくり市民交流プラザ

指定管理者候補者応募要領

令和 6 年 7 月
広島市市民局

＜目次＞

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	建物概要	1
(4)	市民交流プラザ施設内容	1
(5)	開設年月日	2
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
(1)	業務の範囲	2
(2)	自主事業の実施	2
(3)	利用促進の取組	2
(4)	留意事項	2
5	管理の基準	3
(1)	休館日	3
(2)	開館時間	3
(3)	入館の制限	3
(4)	使用の制限	3
(5)	関係法令等の遵守	3
(6)	開館日の拡大や開館時間の延長の提案	3
6	指定管理料に関する事項	4
(1)	指定管理料の上限額	4
(2)	前納利用料金	4
(3)	指定管理料の支払方法	4
(4)	利用料金の取扱い	4
7	指定の取消し等	4
8	申請資格等	5
(1)	基本的事項	5
(2)	選定基準	5
(3)	欠格事項	5
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	6
(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	6
(6)	事業所調査兼実体調査同意書の提出	6
9	応募要領の配布時期、説明会等	6

(1) スケジュール	6
(2) 応募要領の配布期間、場所等	6
(3) 説明会の開催日時、場所等	7
(4) 質問の受付	7
(5) 申請の受付	7
10 提出書類・提出部数	7
11 管理運営に関する収支計画書の開封	7
(1) 開封日	7
(2) 開封場所	7
(3) 実施方法	8
12 その他留意事項	8
13 審査及び選定に関する事項	8
(1) 審査方法等	8
(2) 仮協定・協定の締結	8
(3) 評価方法	9
(4) 選定審査対象からの除外	9
(5) 審査結果の通知及び公表	9
(6) その他	9
14 問合せ先	9
別紙1 提出書類一覧	10～12
別紙1別記 管理運営に関する収支計画書（様式5）等の提出方法	13
別紙2 広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理者候補者の評価基準	14

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 広島市まちづくり市民交流プラザの管理運営に関する事業計画書
- ・様式5・様式5別紙 広島市まちづくり市民交流プラザの管理運営に関する収支計画書・
　　利用料金収入及び人件費の積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 申請関係質問票

- ・様式1 3 応募説明会参加申込書
- ・様式1 4 辞退届
- ・様式1 5 委任状
- ・様式1 6 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式1 7 指定管理実績調書

広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理者応募要領

1 募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、広島市まちづくり市民交流プラザの指定期間が令和7年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

広島市まちづくり市民交流プラザ（以下「市民交流プラザ」という。）

(2) 所在地

広島市中区袋町6番36号

(3) 建物概要

本建物はイに示すとおり合築施設です。

ア 建物全体概要

構 造 北 棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階・地下1階

南 棟 鉄筋コンクリート造、地上4階

その他 渡り廊下（鉄骨造）、小学校体育倉庫、被爆保存校舎（鉄筋コンクリート造）

敷地面積 11,150 m²

建築面積 3,454 m²

延床面積 14,152 m²

イ 各施設延床面積（所管）

市民交流プラザ 5,845 m²（市民局）

広島市立袋町小学校 6,451 m²（教育委員会）

広島市袋町児童館 401 m²（中区）

広島市袋町小学校地下自転車等駐車場 1,288 m²（道路交通局）

共有部分（ゴミ置場、防災センター、換気機械室等） 167 m²

(4) 市民交流プラザ施設概要

ア 専用部分 5,845 m²

（内訳：主な用途）

南棟 1階 373 m² エントランスロビー、受付、展示コーナー、情報資料コーナー

2階 325 m² フリースペース、ラウンジ（託児所）

3階 443 m² フリースペース、作業室、（有料施設）会議室A・B

4階 551 m² 事務室、協議室、渡り廊下、（有料施設）会議室C

北棟 地下1階 895 m² 車路、駐車場（業務用19台）、通路、EV、EVホール、階段室

1階 103 m² EV、EVホール、階段室

2階 69 m² 階段室

3階 143 m² EV、EVホール、階段室

4階 954 m² 資材倉庫、（有料施設）ギャラリーA・B

5階 954 m² 事務室、協議室、倉庫、(有料施設) 研修室A・B・C
6階 954 m² プロジェクター室、倉庫、(有料施設) マルチメディアスタジオ、
同調整室、マルチメディア実習室
P H 81 m² EV機械室、階段室
イ 共用部分 70 m²
(全体共用部分 167 m²を専有面積比率で按分 (41.8%))
ウ 附帯設備等
南棟隣接屋外駐車場 (身体障害者用 3台)、施設内の附帯工作物及び植栽
(5) 開設年月日
平成 14 年 5 月 11 日

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 市民交流プラザの事業の実施に関すること。
- イ 市民交流プラザの使用の許可に関すること。(「緊急の場合 (災害発生時や広島市災害ボランティア本部を設置するとき等) は許可を取り消す。」などの条件を付す。)
- ウ 市民交流プラザへの入館の制限に関すること。
- エ 市民交流プラザの特別設備の設置の許可に関すること。
- オ 市民交流プラザの施設及び設備の維持管理に関すること。
- カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

- 指定管理者は、事前に本市の承認を得て施設を活用し自主事業を実施することができます。
- ア 生涯学習、市民活動に関するイベント開催等事業
 - イ 物販事業 (自動販売機の設置等)
施設利用者の利便に供することを目的とし、飲料の自動販売機等を設置し運営することができます (行政財産の目的外使用となることから、本市への使用料の納付が必要となります。)。
 - ウ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

市民交流プラザの利用促進を図るために本市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

市内中心部に位置する立地条件や地域特性も活かしつつ、趣味の講座、サークル、ボランティア、まちづくり活動ほか幅広く生涯学習や市民活動に利用されるよう、①有効な誘致活動や宣伝活動等による新規利用者の開拓、②市民交流の場としての賑わいの創出、③市民の視点に立った事業の展開、④若年層の利用者を増やす取組、などについて、実行性のある有効な策や事業を求める。

【広島市の基準値】

市民交流プラザの年間利用者数： 236,000 人

(4) 留意事項

- ア 業務内容の詳細は「広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理業務仕様書」を参照してください。
- イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を

専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

また、委託先の第三者が広島市競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合は、本市の承認は行いません。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

ア 月の第3月曜日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時30分から午後10時まで

(3) 入館の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

ア 伝染病の病気にかかっていると認められる者

イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 使用の制限

ア 次のいずれかに該当するときは、市民交流プラザの施設及び附属設備の使用の許可をしません。

(ア) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(イ) 市民交流プラザの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(ウ) 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。

(エ) その他管理上支障があるとき。

イ 市民交流プラザの施設及び附属設備は、引き続き3日（ギャラリーA及びギャラリーB並びにこれらの附属設備にあっては、展示の目的に使用する場合に限り、15日）を超えてはその使用を許可しません。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでありません。（このただし書きにより現在運用しているのは附属設備のロッカーです。）

ウ なお、緊急の場合（災害発生時や広島市災害ボランティア本部を市民交流プラザに設置するとき等）は、対応のため業務及び施設・設備使用の一部又は全部の停止を命じ、使用の許可も取り消すことがあります。

(5) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報の保護に関する法律、広島市まちづくり市民交流プラザ条例、広島市まちづくり市民交流プラザ条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案することができます。

なお、本市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

市民交流プラザの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金、その他収入及び本市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

本市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、**7億397万3千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。なお、上記の上限額は指定期間中における一定程度の物価上昇を見込んだ額としていますので、これを踏まえて提案してください。

積算額	内訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人事費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、実費回収金（印刷サービス）及び前納利用料金

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことです、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和7年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和7年度及び令和11年度の收支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、原則、毎月払とします。

(4) 利用料金の取扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市まちづくり市民交流プラザ条例及び広島市まちづくり市民交流プラザ条例施行規則で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずことがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。

- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市まちづくり市民交流プラザ条例14条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 「広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理業務仕様書」別紙2「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 市民の平等な市民交流プラザの使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、市民交流プラザの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った市民交流プラザの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該处分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

（※） ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

（※） 「7 指定の取消し等」(6)に記載する暴力団等に該当する場合は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名

等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告いたします。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し）を提出してください。

（※）障害者を常用雇用していることを確認できる書類に被保険者記号・番号等、住所、及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調査兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調査兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。「広島市が推進する行政施策に関する報告書（様式6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調査兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和6年7月12日(金)から令和6年9月30日(月)まで
イ 説明会の開催	令和6年7月24日(水) 午後3時から
ウ 質問受付期間	令和6年7月25日(木)から令和6年8月13日(火)まで
エ 申請受付期間	令和6年9月24日(火)から令和6年9月30日(月)まで
オ 書類審査・面接審査	令和6年10月中旬から下旬
カ 審査結果の通知	令和6年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和6年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和6年12月下旬
ケ 協定の締結	令和7年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領（仕様書を含む）を次のとおり配布します。

配布期間：令和6年7月12日(金)から令和6年9月30日(月)まで

午前8時30分から午後5時まで

（ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。）

配布場所：市民局市民活動推進課支援係（広島市役所本庁舎2階）及び本市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：令和6年7月24日(水) 午後3時から

開催場所：市民交流プラザ（広島市中区袋町6番36号）

北棟6階マルチメディアスタジオ

内 容：① 応募要領及び仕様書の説明

※ 説明会当日は、応募要領及び仕様書を持参してください。

② 市民交流プラザの施設見学

申込方法：令和6年7月22日(月)までに、応募説明会参加申込書（様式13）により、市民局市民活動推進課支援係に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

（ただし、土、日、祝日を除く。）

その他：① 説明会で別途配付する資料がありますので、応募を予定している団体は、説明会にできるだけ参加してください。参加できない団体には説明会開催以降、市民局市民活動推進課支援係において資料を配付します（説明は行いません。）。

② 参加人数は各団体3名以内としてください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年7月25日(木)から令和6年8月13日(火)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。）

受付方法：所定の質問票（様式12）により、市民局市民活動推進課支援係に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：令和6年8月21日(水)までに、本市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請の受付

申請を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年9月24日(火)から令和6年9月30日(月)まで

午前8時30分から午後5時まで

（ただし、土、日を除く。）

申請方法：提出書類一式を市民局市民活動推進課支援係まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、申請受付最終日午後5時までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

別紙1「提出書類一覧」に記載する書類を提出してください。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、広島市まちづくり市民交流プラザの管理運営に関する収支計画書（様式5）及び利用料金収入及び人件費の積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

令和6年10月1日(火) 午後1時30分から

(2) 開封場所

広島市役所北庁舎（中区役所）3階第5会議室

(3) 実施方法

- ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請者の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。
- イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請者につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 申請者が5団体を超える場合は、審議会で提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、申請者の代表者（ジョイント方式により構成された団体で申請した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（申請者の職員等に限る。）の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

本市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

別紙2「広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理者候補者の評価基準」により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以降において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を本市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 問合せ先

広島市市民局市民活動推進課支援係 桑田、西本

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

TEL 082(504)2113

FAX 082(504)2066

メールアドレス katsudo@city.hiroshima.lg.jp